

独立行政法人労働安全衛生総合研究所役員退職金規程（新・旧対照表）

改正後	改正前
附 則 <u>1 この規程は、平成 2 5 年 1 月 1 日から施行する。</u> <u>2 第 4 条第 1 号及び第 2 号の規定により計算された在職月数について理事長は、国家公務員退職手当法、民間企業の常勤役員退職金の水準、研究所の業務実績及び通則法第 30 条第 2 項第 3 号に基づく人件費の見積もりその他の事情を考慮して、これを調整することができる。</u> <u>3 当分の間、前項については、独立行政法人労働安全衛生総合研究所職員退職手当規程平成 2 5 年 1 月 1 日附則第 3 条別表を用いて在職月数を計算するものとする。</u>	（退職金の支給額） 第 3 条 退職金の額（第 6 条第 5 項に該当する場合を除く。）は、在職期間 1 月につき、常勤役員の退職、解任、又は死亡時における俸給月額に 1 0 0 分の 1 2. 5 の割合を乗じて得た額に厚生労働省独立行政法人評価委員会(以下「委員会」という。)が 0. 0 から 2. 0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額とする。ただし、第 5 条後段及び第 6 条第 1 項の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職金の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1 月につき、退職の日における異なる役職ごとの俸給月額に 1 0 0 分の 1 2. 5 の割合を乗じて得た額に委員会が 0. 0 から 2. 0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

(参考) 職員退職手当規程附則第3条別表(抄)

勤続 年数	平成25年1月1日～ 平成25年9月30日	平成25年10月1日～ 平成26年6月30日	平成26年7月1日～
1	0.98	0.92	0.87
2	1.96	1.84	1.74
3	2.94	2.76	2.61
4	3.92	3.68	3.48
5	4.9	4.6	4.35
6	5.88	5.52	5.22
7	6.86	6.44	6.09
8	7.84	7.36	6.96
9	8.82	8.28	7.83
10	9.8	9.2	8.7